

2022年6月

「小型車両系建設機械(整地・運搬・積込み用及び掘削用)の
運転の業務に係る特別教育」に関するお詫びとお願い

公益社団法人ボイラ・クレーン安全協会
函館事務所

小型車両系建設機械の運転業務に係る特別教育は、1)整地・運搬・積込み用及び掘削用、2)基礎工事用、3)解体用の3種類の特別教育がある中、当事務所が実施した「小型車両系建設機械(整地・運搬・積込み用及び掘削用)に係る特別教育」の修了証は、修了された特別教育の種類を「整地・運搬・積込み用及び掘削用」であることが分かる記載とすべきところを、「小型車両系建設機械運転業務特別教育」と記載していました。深くおわびを申し上げます。

適切な記載の新たな修了証への交換を行っていますが、下記の修了証については、連絡先不明等のため、交換ができていないところです。

このため、下記の修了証によって特別教育の省略等を行う場合は、その対象を「小型車両系建設機械(整地・運搬・積込み用及び掘削用)の運転の業務に係る特別教育」としていただくようお願いいたします。

また、修了証の交換をさせていただきたく、当事務所にご連絡下さいますよう、お願いいたします(電話0138-49-9044)。

記

修了証番号	第3398号 第3409号 第3440号	(令和元年10月11日交付)
修了証番号	第3481号	(令和2年8月28日交付)
修了証番号	第3513号 第3515号	(令和2年10月9日交付)

以上

(2022年9月21日更新)